

## 韓国知的財産ニュース 2012年3月前期

(No. 218)

発行年月日：2012年3月19日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<http://www.jetro-ipr.or.kr>

### ★★★★目次★★★★

※このニュースは、3月1日から15日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

#### 法律、制度関連

- 1-1 弁理士法施行令一部改正令案立法予告 (3月14日)

#### 関係機関の動き

- 2-1 特許庁、「優先権証明書類オンライン交換」拡大実施 (3月1日)
- 2-2 「世界通用特許」迅速な権利化が強み (3月1日)
- 2-3 韓-中間、特許審査ハイウェイを1日から実施 (3月2日)
- 2-4 特許庁模倣品情報提供センター、WEB 接近性優秀認証マークを獲得 (3月5日)
- 2-5 研究ノート関連の悩み、一気に解決 (3月4日)
- 2-6 特許訴訟、制度的弱点を改善 (3月7日)
- 2-7 特許庁、「音・におい商標など商標審査基準改正説明会」開催 (3月13日)
- 2-8 特許庁、韓-米 FTA 発効に備えて「韓国企業対応戦略セミナー」開催 (3月14日)
- 2-9 韓-米 FTA 発効に伴って変わる特許・商標制度 (3月15日)

#### 模倣品関連及び知的財産権紛争

- 3-1 三星-アップル訴訟戦「膠着状態」続く (3月4日)
- 3-2 LED・二次電池の特許紛争が拡大 (3月4日)
- 3-3 アップル、三星に和解提案、特許戦争に終止符を打つか (3月7日)
- 3-4 公正取引委員会、グーグルのモトローラ買収を承認 (3月8日)
- 3-5 ベンチャー企業に対する特許侵害、大企業より9倍多い (3月8日)
- 3-6 Yahoo、フェイスブック相手に特許侵害訴訟を提起 (3月13日)

デザイン (意匠)、商標動向

- 4-1 地方自治体ごと「スローシティ(Slowcity)」ブランド獲得が流行 (3月2日)
- 4-2 三星・LG 携帯電話の特許、アジア太平洋地域で1、2位 (3月13日)

その他一般

- 5-1 恐怖の放射能、特許技術で捕まえる (3月12日)
- 5-2 就職問題、実用的な特許教育で解く (3月13日)

**法律、制度関連**

**1-1 弁理士法施行令一部改正令案立法予告 (韓国特許庁 HP 3月14日)**

1. 改正理由

弁理士懲戒委員会と関連して、弁理士懲戒委員と懲戒議決対象の弁理士との利害衝突を防止するための規定を構築するため。

2. 主要内容

イ. 委員本人が懲戒議決対象の弁理士の場合に、該当案件の審議・議決で除斥できるようにするなど、弁理士懲戒委員会委員に対する除斥・忌避・回避条項を新設する。

ロ. 回避理由がある弁理士懲戒委員会の委員が回避申請をせずに審議の公正性を害した場合には、該当の委員を解職できるようにする。

ハ. 除斥、忌避または回避された弁理士懲戒委員会の委員がいる場合、該当の委員は議決定足数上の在籍委員数に含まない。

3. 意見提出

弁理士法施行令一部改正令案に対し意見がある機関、団体または個人は 2012 年 4 月 3 日まで次の事項を記載した意見書を特許庁長(参照:産業財産人材課長)に提出して下さい。立法予告(案)の全文をご覧になりたい方は、特許庁ホームページ([www.kipo.go.kr](http://www.kipo.go.kr)>情報広場>法令資料>立法予告)を参考にして下さい。

イ. 立法予告事項に対する項目別意見(賛成・反対有無とその理由)

ロ. 氏名(法人、団体の場合その名称と代表者氏名)、住所および電話番号

ハ. その他参考事項

## 関係機関の動き

### 2-1 特許庁、「優先権証明書類オンライン交換」拡大実施 (韓国特許庁 HP 3月1日)

韓国特許庁は、3月1日から韓国と中国特許庁間の特許出願に対し、出願人が出願日を遡及して認めてもらうために提出する書類(以下「優先権証明書類」)の提出が不要になることを明らかにした。

優先権証明書類を書面で発給を受けて、相手国の特許庁に提出しなければならない従来の方法は出願人にとって非常に煩わしく、特許庁は相手国の出願人が提出した優先権証明書類を電子化するために多くの行政費用を負担しなければならなかった。

特許庁は、このような出願人の不便さを最少化して行政費用を節減するために、2009年7月より各国の特許庁から優先権証明書類を電子的に入手し、書面提出の代替として DAS(Digital Access Service)システムを開通してサービスを提供している。

今回、中国特許庁が DAS システムを開通したことにより、DAS サービスを提供する国は韓国、米国、日本、スペイン、イギリス、オーストラリア、フィンランドの8カ国の特許庁に拡大され、今年中にスウェーデン、デンマーク特許庁も DAS システムを開通する予定だ。

DAS サービスを希望する出願人は、特許庁ホームページ「特許路」から WIPO アクセスコードの発給を受けてこれを WIPO DAS ホームページに登録し、出願時に該当の特許庁に優先権主張のもととなる特許の出願番号だけを記入して提出すれば、優先権証明書類の提出を免除される。

特許庁関係者は「今回の中国特許庁の DAS システム開通により、中国への出願が多い企業や個人の出願人の便宜が大幅に向上すると期待される」と述べた。

### 2-2 「世界通用特許」迅速な権利化が強み (デジタルタイムズ 3月1日)

世界で通用する特許を作り出すのは、すべての発明家の夢だ。自身が発明した特許が韓国はもちろん米国、日本、ヨーロッパ、中国など世界全体で同一に特許として優遇され、権利を行使して保護されることを願っている。

しかし、現実的には容易ではない。各国の特許審査システムが互いに異なり、すべての国で一つの発明に対して同一の審査結果を出していないからだ。各国特許庁は、グローバル協力を通じてこれを解決するために様々な方式で国際的議論を進めてきた。

このようなグローバル協力議論を通じて誕生したのが「特許審査ハイウェイ (PPH・Patent Prosecution Highway) 制度」だ。

PPH 制度は、両国に特許が共通で出願された場合、先に特許が出願された国で特許が登録されれば、相手国では簡便な手続きで速かに該当の特許を優先的に審査する制度をいう。

例えば、PPH 制度を施行している A 国と B 国に出願人が同一の特許をすべて出願した場合、A 国でその特許が可能だと判断すれば、B 国は A 国の審査結果を活用して該当の特許を

他の出願に比べ速かに審査する。

現在、韓国は 10 ヶ国と PPH 制度を施行している。2007 年に日本をはじめ米国 (2008 年)、デンマーク (2009 年 3 月)、イギリス (2009 年 10 月)、カナダ (2009 年 10 月)、ロシア (2009 年 11 月)、フィンランド (2010 年 1 月)、ドイツ (2010 年 7 月)、スペイン (2011 年 7 月)、中国 (2012 年 3 月) 等と特許審査ハイウェイを施行し、徐々に特許領域を拡大している。特にこれら 10 ヶ国は、世界全体の特許出願の 70% 以上を占める国々で、PPH 制度の施行を土台に国際協力体系を構築している。

PPH 制度の施行を順次拡大している理由は、他の出願に比べ早い審査を通じて迅速な権利行使ができるというメリットがあるためだ。実際に、米国特許庁に一般出願をする場合、審査結果を受け取るまでかかる時間は、2010 年を基準として通常 33.5 ヶ月程度必要とされたが、PPH 制度による出願は 2011 年を基準として 11.62 ヶ月あれば可能で、約 22 ヶ月時間を短縮することができる。それだけ、より迅速に特許を権利化できるということだ。

これとともに、両国に出願された特許の審査結果の活用を通じた各国審査官の審査業務の負担を解消でき、また外国の特許庁と特許制度協力を図って、審査情報および審査結果を相互交流しながら国際的な流れを先導することができる。

PPH 制度を活用して米国および日本に各々国際特許を活発に出願している代表的な国内企業は LG 電子、三星電子、LG 化学、三星 SDI、LS 電線などだ。LG 電子と東レセハン、LS 電線は日本に IT 分野関連の特許を最も多く出願しており、LG 電子と LG 化学、三星電子、三星 SDI は米国に IT 分野関連の特許を集中的に出願している。

去る 1 日から、韓国は最多特許出願国中の一つである中国と PPH 制度を施行している。2010 年中国特許庁の外国人特許出願件数は 9 万 8000 件余りで、このうち韓国の出願は 7200 件に達するなど、国内企業が中国で特許を確保するための努力が活発になされている。

中国との PPH 制度の施行で、国内企業は中国で特許を獲得するのに必要とされる期間を大幅に短縮することができるようになる。中国特許庁の特許審査処理期間は 24 ヶ月程度必要とすることが知られている。したがって、中国で特許出願のために審査を受けようとする国内企業は、相対的に早く特許審査を受けることができる韓国特許庁 (平均 16 ヶ月) の特許審査を活用した後中国に特許を出願すれば、審査に必要とする期間を短縮することができる。

合わせて、グリーン技術と専門機関の先行技術調査の提出など、国内の優先審査制度を通じて迅速に特許決定を受けた場合、これよりはるかに短い期間で中国での審査手続きを行なうことができると思われる。

金・ヨンホ特許庁電気電子審査局長は「PPH 制度を通じた審査結果の共有は、技術とアイデアで武装した革新企業が、グローバルビジネスの舞台で海外の知的財産権戦略を駆使するのに非常に有効だ」とし、「今後、国内企業および発明家が特許を多く出願する国を対象に、PPH 制度の施行を積極的に拡大していく計画だ」と話した。

また、「PPH 制度が決して相手側の審査結果をそのまま受け入れるのではなく、むしろ相

手側の審査結果に対する牽制はもちろん、特許庁間の激しい審査品質競争を意味するものでもあるという点も忘れてはならない」と付け加えた。

＜李・ジュンギ記者＞

## 2-3 韓-中間、特許審査ハイウェイを1日から実施 (韓国特許庁 HP 3月2日)

韓国特許庁は、韓国と中国両国に同一の発明が出願された場合、韓国で特許を受ければ、これを利用して中国で早く審査を受けることができる特許審査ハイウェイ(PPH)制度が、3月1日から試験実施に入ったと発表した。

韓・中 PPH は、2011年11月両国の特許庁長会談での合意によるもので、相手側の審査結果を活用して、特許審査に必要な期間を短縮するための制度。

韓国と中国で特許を受ける場合、両国に各々出願して審査を受けなければならないが、同一の出願に対して片方の国で先に特許を受けた場合、これを基に相手側の特許庁に優先審査を申請することができる制度だ。

WIPO(世界知的所有権機関)が昨年12月に発表した「World Intellectual Property Indicators 2011年版」によると、2010年の中国特許庁への外国人特許出願件数は、9万8,000件におよび、このうち韓国の出願は7,200件に達した。それだけ、韓国企業の中国特許の確保に対する努力が活発だということの意味している。

現在、中国特許庁の特許審査処理期間は24ヵ月程度かかることが知られているが、相対的にはるかに早い韓国特許庁の特許決定を受けた出願人は、その結果を活用して中国での特許取得期間を短縮することができるという事だ。通常、韓国特許庁は、最初の審査通知に平均16ヵ月程度かかるが、グリーン技術、専門機関の先行技術調査の提出など、国内の優先審査制度を通じて迅速に特許決定を受ける場合、はるかに短い期間で中国での審査手続きを行えると思われる。

今回の韓・中特許審査ハイウェイの施行により、韓国との特許審査ハイウェイ施行国は米国、日本、イギリス、ドイツ、デンマーク、ロシア、スペイン、カナダ、フィンランドなど10ヵ国に増えた。世界全体における特許出願の70%以上を占める国と特許審査ハイウェイ協力体系を構築したということだ。

金・ヨンホ特許庁電気電子審査局長は「PPHを通じた審査結果の共有は、技術とアイデアで武装した革新企業が、グローバルビジネスを展開していきながら海外の知的財産権戦略を駆使するのに非常に有効だ」とし、「しかしながら、PPHが決して相手側の審査結果をそのまま受け入れるのではなく、むしろ相手側の審査結果に対する牽制はもちろん、特許庁間の激しい審査品質競争を意味するものでもある。」と述べた。

## 2-4 特許庁模倣品情報提供センター、WEB 接近性優秀認証マークを獲得 (韓国特許庁 HP 3月5日)

韓国特許庁は、(社)韓国障害者人権フォーラムで実施するホームページウェブ接近性審査において「WEB 接近性優秀サイト認証マーク」を獲得したと3月5日明らかにした。

特許庁模倣品情報提供センターは、マルチメディアコンテンツの提供を得にくい利用者のために代替テキストを支援し、視覚障害者や色盲の利用者もスクリーンリーダー機で該当情報の提供を受けることができるように、音声支援機能と適切な画面配色を構成した。

また、マウスを使用できない利用者のために、全サイトの機能をキーボードで利用可能なように具現するなど、すべての国民が模倣品情報提供センターを便利に利用できるように、ウェブ接近性標準指針を遵守してサイトを構成した。

一方、今回の審査は、電算専門家審査と実際の障害者の使用性審査など2回にわたる厳格な審査過程を経て、2月29日に最終的にウェブ接近性優秀サイトの認証を獲得、獲得した認証は今後1年間有効だ。

特許庁関係者は「今回、模倣品情報提供センターのウェブ接近性優秀サイト認証マークの獲得を機に、障害者・高齢者など情報を得にくい人々を含むすべての国民が、あらゆる環境でも最上の特許行政サービスを受けることができるように持続的な努力をしていく」と話した。

## 2-5 研究ノート関連の悩み、一気に解決（韓国特許庁 HP 3月6日）

韓国特許庁では、正確な研究ノート\*制度の定着および研究ノートの作成・管理・活用能力を早期に向上できるように「研究ノート総合支援事業」を推進する。

今年、計4機関を対象に研究ノートの作成・管理現況を診断して、オーダーメイド型の細部推進案を樹立し、研究ノートの作成・管理・活用などの教育を実施する。

また、研究環境の電算化によって増加している電子研究ノートに対するシステム構築設計支援および電子研究ノートの証拠力確保のための作成時点認証SWも提供する。

電子研究ノートシステムを構築すれば、いつでもどこでも研究ノートの作成と管理が可能で、実験室内部の研究員間の研究成果を共有したり、外部に結果を提出する過程が円滑になり、効率的に研究を行なうことができる。

最近、政府R&D事業の遂行時に研究ノート指針樹立が義務化されるなど、研究ノートの重要性が拡大したことから、特許庁は「研究ノート拡散支援本部」を設立(2011年6月)し、政府R&D事業参加大学・公的研究機関の研究ノートの活用促進のための全方位的な支援を実施している。

2009年に特許庁の支援を通じて電子研究ノートシステムを構築したKAISTの場合、研究ノートへの関心と研究ノートを使用する研究課題数が大幅に増加、研究ノートの活用が日常化している。

研究者の研究環境に適合するように作られた電子研究ノートシステムは、単純な研究ノートの作成機能を超え、各種研究データ管理の中心となっている。

KAISTは教育機関の性格を持っており、学生に予備研究者としての正しい研究態度を身につけさせる育成材料としても一翼を担っている。

KAISTのノ・シギョン記録管理チーム長は「電子研究ノートシステムの構築で、研究ノートの使用率が高まり、研究の倫理性を確保し、機関の信頼度が上昇した」と話した。

\*研究ノートとは、研究開始から知的財産化に至るまでの全過程と結果を記録した資料で、米国など先進国では、特許紛争のような激しい事件において発明日など客観的な認証のための証拠資料の一つとして活用されている。

## 2-6 特許訴訟、制度的弱点を改善 (電子新聞 3月7日)

特許権侵害の有無を判断する時に、専門家である弁理士による陳述の法律上の効力が認められないなどの制度的弱点が改善される。また、特許関連の訴訟体系が特許無効の有無を扱う特許法院と特許侵害の有無を扱う一般法院とに二元化された構造も整備する。2010年に知識経済部主導で推進されて失敗に終わった「産・学共同研究協約ガイドライン」も利害当事者間の議論を再度行ない、契約ガイドラインまたは模範契約書形態で作成される。

大統領所属国家知識財産委員会は、このような内容を推進するために「知識財産権紛争解決制度の先進化特別委員会」と「産学研協力研究協約改善特別委員会」を構成、8日委員長委嘱式を持って本格的に活動に入ると7日明らかにした。

知識財産権特別委員会委員長は李・グァンヒョン KAIST バイオおよび脳工学と客員教授が、産学協力研究特別委員会委員長はパク・ヨンイル前科学技術部次官に決まった。

知識財産権特別委員会は、特許訴訟管轄制度など知的財産権紛争の解決策に対する制度上の問題点を診断して社会的合意を経て、専門性と効率性の高い紛争解決制度の改善を誘導する計画だ。これを通じて、特許訴訟の長期化と訴訟費用の増加で加重される企業経営の負担と紛争対応能力が弱い中小・中堅企業の負担を軽減する目標だ。

産学研協力研究特別委員会は、共同研究成果物(特許など知的財産権)の所有権と収益配分をめぐる顕著な格差により、企業・大学・研究所間の共同研究開発(R&D)が活性化ができない事に対する打開策に焦点を合わせた。

既に、政府レベルでの推進が不発に終わった状況で、今回だけは必ず共同研究成果の帰属に対する客観的かつ合理的な研究協約ガイドラインを構築して普及する方針だ。

海外の先進国は産学協力が着実に拡大しているが、韓国企業の産学共同研究割合は去る2006年21%、2007年16%、2008年6%と急激に減少している。

金・ファンシク総理は「国家知識財産委員会が、長い間解決できない知的財産政策懸案の解決に着手しただけでも大変なことだが、徹底的に国民と政策需要者の立場で問題を扱わなければならない」とし、「2大特別委員会が成果を出せるように、特別委員会委員が経験と知恵を最大限発揮してほしい」と述べた。

<李・ジンホ記者>

## 2-7 特許庁、「音・におい商標など商標審査基準改正説明会」開催 (韓国特許庁 HP 3月13日)

韓国特許庁は大韓弁理士会と共同で3月15日(木)午後2時、ソウル駅三洞韓国知識財産センター19階国際会議室で「音・におい商標など商標審査基準改正説明会」を開催する。

今回の説明会は、商標審査基準の改正内容に対する利用者の理解向上を図り、制度の変

化にスムーズに適応できるように出願人、弁理士、企業の知的財産権担当者などを対象にして実施する予定だ。

説明会は▲音・におい商標の類似判断基準など▲証明標章の使用に関する審査基準など▲出願人の使用意思確認基準▲優先審査の活性化方案に対して説明し、質疑応答の順で行なわれる。

## 2-8 特許庁、韓-米 FTA 発効に備えて「韓国企業対応戦略セミナー」開催 (韓国特許庁 HP 3月14日)

韓国特許庁は、「韓-米 FTA 発効後変化する知的財産制度の説明および国内企業に及ぶ影響を分析」というテーマで『韓・米 FTA 発効にともなう韓国企業の知的財産権分野対応戦略セミナー』を3月15日(木)ソウル韓国科学技術会館で開催する。

米国は中国とともに韓国の主要な貿易パートナーであり、海外で韓国企業の知的財産権関連の訴訟が最も多く発生する国として、韓国企業は3月15日の韓-米 FTA 発効と関連して、対応方法について関心が高い。

これに対し特許庁は、韓-米 FTA 発効にともない新しく導入される知的財産権制度に対する説明と質疑応答、米国との貿易における中小企業のあい路事項など、韓国企業の米国内での知的財産権保護のための対応戦略を提示する目的でセミナーを準備した。

セミナーは、米国進出企業の関係者および弁理士、弁理士など知的財産権分野関連の従事者が参加するなか、医薬品の許可・特許連携制度、著作権存続期間の延長、証明標章制度および商標制度の紹介と国内企業に及ぶ影響および対応戦略が主要内容として扱われる予定だ。

合わせて、特許庁は韓国企業の特許紛争対応のための国際特許紛争コンサルティング・訴訟保険事業と米国の知的財産権制度および紛争事例関連の情報提供事業、米国に設置予定の海外知識財産センター(IP-DESK)の業務などを紹介する予定だ。

韓国特許庁産業財産政策局 李・ヨンデ局長は「韓-米 FTA 発効に備えて、知的財産権制度の説明および企業のあい路事項を説明する時間を設けた。これをもとに韓国の中小企業に実質的に役立つ政策を講じて、国内中小企業が国際知的財産権紛争に適切に対応できるよう最善を尽くす」と述べた。

## 2-9 韓-米 FTA 発効に伴って変わる特許・商標制度 (韓国特許庁 HP 3月15日)

韓国特許庁は昨年11月22日に国会で批准された韓-米 FTA が、両国間の履行協議を経て2012年3月15日から発効されることに伴い、特許・商標分野でも特許権存続期間の延長、音・におい商標の導入など新制度が導入され、施行されると明らかにした。

まず、特許および実用新案分野では、

第1に、登録遅延による特許権存続期間延長制度が導入され、審査処理が遅れて特許登録が遅れる場合、その遅れた期間分だけ特許権の存続期間が延長される。



第2に、出願人が自身の発明を学術誌の発表等を通して公開した場合、従来は公開後6ヵ月以内に出願しなければならなかったが、今後は12ヵ月以内に出願すれば特許を取得することができる。

また、特許発明が一定期間(最小5年)国内で実施されなかったという理由で特許権を取り消す「特許権取り消し制度」が廃止される。

商標関連分野では、

第1に、音・においなど視覚的に認識することができないものも商標で登録することができる。

\* 音の商標 例:「インテル」の効果音や「MGM」のライオンの鳴き声

におい商標 例:「レーザープリンタトナー」のレモン香り

第2に、品質、原産地、生産方法などの特性を証明する「証明標章」が商標の形態に追加される。

また、専用使用権の登録義務制度を廃止して、専用使用権を登録しなくても効力が発生するようにし、商標権者の選択により5千万ウオンの範囲内で、法院(裁判所)が認める金額を損害賠償として受けることができるようにする法廷損害賠償制度が導入される。

一方、「特許法」・「実用新案法」・「デザイン保護法」・「商標法」・「不正競争防止および営業秘密保護に関する法律」の共通事項として秘密保持命令制度が導入され、訴訟手続きを通じて知ることができる営業秘密に対し、法院が当事者等に公開できないように秘密保持命令を下すことができるようになる。

特許庁は新制度の施行で、特許権者の権利行使期間が実質的に保障され、企業の商標選択の範囲が拡大して企業の競争力向上に寄与する一方、民事訴訟の過程で提出された書類に含まれた営業秘密に対する保護が強化されるなどの効果があると述べた。

## 模倣品関連及び知的財産権紛争

### 3-1 三星-アップル訴訟戦「膠着状態」続く (デジタルタイムズ 3月4日)

三星電子とアップルが係争中のグローバル訴訟戦が引き分けとなり、「膠着状態」に陥った。両社とも実質的な所得を上げることができないまま、既に投入された莫大な費用により、たやすく抜け出すことのできない長期戦が続く模様だ。

4日業界によれば、ドイツ、マンハイム裁判所で三星電子とアップルがお互いを相手に提起した特許侵害本案訴訟が全て棄却された。

三星電子とアップルは、全て最強の武器として主張してきた核心特許が無効化され困惑している。三星電子はドイツの裁判所に提起した3件のうち最後の「無線インターネットでデータを送信する際にミスを減らす技術」が、アップルはモトローラを相手に勝訴した「スライド式ロック解除」技術が、去る2日同時に棄却された。

勝利を確信していた2つの技術が全て棄却され、両社は訴訟戦略を改めなければならなくなかった。世界の裁判所が、市場で莫大な規模を占めている両社のうち、どちらか一方の肩を持つことが負担になっているということが再確認されたためだ。

このような結果によって、両社は実質的な勝訴のための戦略よりは、特許権の主張を拡大してクロスライセンス交渉で有利な立場を確保するための長期戦に突入するだろうという予測が提起されている。

世界全体で10カ国、30件余りに拡大して莫大な費用を既に投じた点も両社が訴訟戦から簡単に抜け出すのが難しい理由だ。特許権を最も包括的に認めると言われているドイツの裁判所でのこのような棄却判決は、他の国の判決にも影響を及ぼすと思われる。

従って、両社の特許訴訟戦は、世界的にもどちらか一方の一方的な勝利なく膠着状態が続くだろうという観測だ。アップルは、ドイツだけで三星電子を相手に5件の追加訴訟を提起したのを含み、ドイツだけで約10件程度の訴訟が残っている。両社の主要関係者も「訴訟戦が簡単に終わることはない」と述べた。

チキンゲームの方向に向かっている両社の訴訟戦は、友好的でない世論の中でも暫く攻防を続けると見られる。

<パク・チソン記者>

### 3-2 LED・二次電池の特許紛争が拡大 (デジタルタイムズ 3月4日)

今や特許戦争は、発光ダイオード(LED)と二次電池など素材分野にも拡大している。モバイルと半導体分野に続いて、LEDに対する国内企業の競争力が増加し、グローバル企業がこれを牽制するために「特許」を活用している状態だ。完成品に続いて素材分野にまで競争力が拡大している二次電池分野では、国内企業間で主導権を獲得するための特許紛争が発生するなど、今や特許戦争は全方位に広がっている。

LEDの場合、昨年深刻な特許紛争が繰り広げられ、特許戦争という言葉を実感するようになった。まず、昨年3月にフィリップスがソウル半導体を相手にLED製作と関連した5種類の特許を侵害したとして、米国、カリフォルニア中央地方裁判所に訴訟を提起したのが始まりだった。これに対してソウル半導体が去る5月、韓国の裁判所とドイツの裁判所にフィリップスを相手にLED照明関連の特許侵害訴訟を提起、両社の訴訟戦が深刻化した。6月には、オスラムが三星(三星電子-三星LED)とLG(LG電子-LGイノテック)を相手に相次いで特許訴訟を提起した後に訴訟合戦となり、追加訴訟が提起されるなど特許戦が拡大した。また去る2010年5月、GEライティングが東部ライテクの前身であるファウテクノロジーを相手に提起した訴訟も、この一年ずっと続けてきた。

昨年末に、関連のライセンス契約が相次いで締結され、企業間の特許戦争が沈静状態に入った。昨年12月、ソウル半導体とフィリップスがクロスライセンス契約の締結により、8カ月余りに渡った特許紛争を終結させたのに続き、年末にはGEライティングソリューションも東部ライテク(旧ファウテクノロジー)とライセンス契約を締結して訴訟を取り下げた。しかし、オスラムが三星とLGを相手にした訴訟戦がまだ終わっていないうえに、LED

照明市場の成長の可能性がますます大きくなっていることを勘案すると、いつでも特許紛争が起り得ることが考えられることから、まだ安心できる段階ではない。

特許問題に対する敏感度が高まっているが、主にグローバル企業と国内企業間で発生していた特許紛争が、国内企業間にも発生し始めた。ごく最近発生した代表的な特許紛争は、二次電池業界において国内産業の競争力が完成品に続き素材分野に拡大していることによる結果と思われる。去る1月、LG化学が未来核心事業である二次電池の4大核心素材(両極材・陰極材・電解質・分離膜)のうち、分離膜技術と関連してSKイノベーションを相手に特許侵害訴訟を提起したのに対し、SKイノベーションは特許無効審判請求で対抗、国内屈指のグループ間特許紛争も行なわれている。業界では、電気自動車のバッテリー分野を主導しているLG化学が、後発企業のSKイノベーションを牽制するために訴訟を提起したと分析している。

最近の特許訴訟は、企業が保有する技術の保護レベルではなく、ライバル排除および金儲けに変化しており、各企業はより積極的な対応が必要だという指摘が特許専門家の中で提起されている。日亜の源泉特許を中心に少数企業等が特許ブロックを構成していたLEDの場合、挑戦者だった国内企業には金銭的被害とともに事業展開に大きな障害物として作用する事もあった。日亜は市場支配的地位を強化するために去る2002年、主要4企業とクロスライセンス契約を締結して「ビッグ5」を構成、特許ブロックを構築した。このため国内企業のソウル半導体は、日亜との特許紛争が行なわれた去る2008年、訴訟費用に約300億ウォンを支出しなければならず、海外市場の開拓にも多くの困難を経験した。

ここに競争力のある特許確保が、グローバル企業としての成長条件のうちの一つとして浮上、各企業は特許確保および保護に積極的に取り組む態勢だ。差別化された技術力で特許を確保するだけでなく、特許を新しいビジネス資産として活用できるという点を認識し、現在の主力事業だけでなく、未来の新事業まで包括する特許ポートフォリオを構成していく計画だ。既存の石油化学事業とともに二次電池を未来の新しい成長動力として育てているLG化学は、昨年国内外に2125件の特許を出願するなど、去る2008年から毎年10%以上特許出願件数を増やしている。これは他より先に特許を先行獲得するという戦略で、事業部門の戦略と密接に連携して製品の開発初期から事業化段階までリアルタイムで特許問題に対応できる「全社の特許経営システム」を構築、運営したのが功を奏した。また弁理士、米国の特許専門家および各技術分野別の特許設計専門家など計36人の職員を保有し、人材確保にも努力を傾けたと会社側は説明した。

ユ・ジンニョン LG化学技術研究院長は「最近のようなグローバル市場競争時代は、強力な特許開発がやがて卓越した成果創出につながる」とし、「特に素材分野の基盤技術の特許ポートフォリオを集中的に育成するために、研究開発(R&D)とともに特許経営を持続的に強化していく」と述べた。

<李・ホンソク記者>

### 3-3 アップルが三星に和解提案、特許戦争に終止符を打つか (電子新聞 3月7日)

昨年11月に続き、アップルがまた三星に特許ライセンスの支払いを提案した。事実上の合意提案だ。

ダウジョーンズ、ウォールストリートチャンネルなど有力な海外メディアは6日、アップルが三星電子とモトローラに1台当たり5~15ドルの特許ライセンスを提案したと報道した。これは、スマートフォン価格の1~2.5%に該当する。

新聞は、このようなアップルのライセンス提案は、現在三星電子とモトローラがアップルに要求している通信関連のライセンス費用を下げるためのものと解釈している。

これと関連して国内の一部メディアは、三星が7日午前、役員会議を行ない緊急の意見調整に入ったと同日報道した。

携帯電話市場に遅く進出したアップルは、通信関連特許において三星電子、モトローラに比べ脆弱だ。モトローラは、自社の無線通信特許の使用条件として機器販売額の2.25%に該当するロイヤリティをアップルに要求したことがある。三星電子は、2.5%のロイヤリティを提示したことが明らかになった。

一方、三星電子側はアップルのライセンス関連の提案に対し「確認されていない」として、言及を差し控えた。

<李・ジョンミン記者>

### 3-4 公正取引委員会、グーグルのモトローラ買収を承認 (デジタルタイムズ 3月8日)

公正取引委員会が、グーグルインク (以下、グーグル) のモトローラモビリティホールディングスインク (以下、モトローラ) の買収を承認した。

8日公正取引委員会は、グーグルのモトローラ株式取得の件について審査した結果、関連市場の競争を制限しないという結論を下し、買収を条件なしに承認したと明らかにした。

グーグルは去る8月15日、モトローラの株式100%を取得する契約を締結して、12月6日これを公正委員会に申告した。

公正委員会は、モトローラの市場占有率が低く、グーグルがこれを買収しても他の携帯電話メーカーにOSの供給を封鎖する誘因は少ないと判断した。

第3四半期基準によるモトローラの世界におけるスマートフォン市場占有率は4.1%で、ノキア(17.5%)、三星(17.2%)、アップル(17%)などライバル企業の4分の1の水準だ。

公正取引委員会は、グーグルがモトローラを通じて取得した特許権をライバル企業が濫用する恐れについても検討した。その結果、携帯電話メーカーの特許権の濫用に対する懸念は企業結合以前から存在していたことで、結合による特殊性と認めるのは難しいと判断し、承認を決定した。

公正取引委員会は、但し結合以後にも持続的に監視をする予定であり、特許権の濫用など不正行為が摘発されれば厳重に制裁する計画だ。

<パク・セジョン記者>

### 3-5 ベンチャー企業に対する特許侵害、大企業より9倍多い (韓国特許庁 HP 3月8日)

中小企業やベンチャー企業は、大企業に比べ特許権侵害を多く受けていることが明らかになった。

韓国特許庁と貿易委員会が共同で実施した知識財産活動実態調査の結果によれば、2010年1年間で、大企業の調査対象企業のうち0.7%が特許権侵害を受けた経験があると回答し、中小企業およびベンチャー企業の場合、各々2.4%および6.5%が経験があると回答、大企業に比べ3~9倍も特許侵害を受けていることが分かった。

一方、商標権の場合は中小企業が最も多く侵害を受けていることが分かった。調査対象企業のうち大企業は1.7%、ベンチャー企業は0.5%が商標権侵害を受けた経験があると回答、中小企業では2.2%が侵害されたことがあると回答しており、中小企業が大企業やベンチャー企業に比べ1.3~4.4倍も商標権侵害を受けていることが分かった。

このような調査結果は、特許や商標などを出願したことのある全国17,440社の企業および大学・公的研究機関を対象に実施したアンケート調査を通じて得た。特許庁は毎年これらの調査対象に対して知的財産の創出、保護および活用など全過程に対して標本調査を実施してきており、知的財産権の非侵害分野については昨年から貿易委員会と共同で調査を実施している。

知識財産活動実態調査の結果には、これ以外にも知的財産担当組織および人材などインフラ現況、特許情報活用現況、特許権などの導入現況、研究開発成果物の保護戦略、知的財産権の売却および移転現況、知的財産の侵害など企業、大学・公的研究機関の知的財産活動全般に対する調査結果が収録されている。この報告書は、特許庁ホームページ (<http://www.kipo.go.kr>) または貿易委員会ホームページ (<http://www.ktc.go.kr>) からダウンロードして見ることができる。

### 3-6 Yahoo、フェイスブック相手に特許侵害訴訟を提起 (電子新聞 3月13日)

Yahoo は、フェイスブックが自社のウェブ広告関連の特許10件を侵害したとして12日 (現地時間) カリフォルニア州サンノゼ連邦裁判所に訴訟を提起したと明らかにした。

Yahoo は「フェイスブックの技術の相当数はYahoo が初めて獲得したもので、これを保護するために米国特許庁で特許が認められた」と主張した。Yahoo は特許を確保するために数年間研究開発にかなりの資源を投資し、Yahoo の革新無くしてフェイスブックや他のウェブサイトが、リピーター訪問者の高い広告収益を上げることはできないと訴訟理由を明らかにした。Yahoo は先月、フェイスブックに対し自社の特許をライセンスするよう要請し警告した。

Yahoo の特許はウェブサイト使用者の経験を彼らのニーズや関心に合うように作成したものなど、基本的なソーシャルネットワーキングのアイデアを運営している。特に、Yahoo の広告に関する特許は、個人使用者と関連した広告を作成し、ウェブサイト運営者の収益を増やす方法だ。

フェイスブックは声明で「長年のビジネスパートナーで、フェイスブックと関わり相当な利益を収めてきた企業の Yahoo が訴訟を決断したことに失望した」と述べた。Yahoo は、フェイスブックと自社のオンラインサービスの多くの部分で連結している。

今回の訴訟も他の特許訴訟のように合意やライセンス契約で解決されると思われる。一方、今回の訴訟は今春に株式公開 (IPO) を控えたフェイスブックの脆弱性を強調することになりそうだ。

フェイスブックは昨年未まで、米国に特許 56 件を登録した。他の大手技術企業より相対的に少ない。Yahoo の特許は 1000 件を超える。

特許は、去る 3 年間の売上げが持続的に下落した Yahoo にとって重要な資産だ。Yahoo はグーグルとの特許訴訟で数億ドルを稼いだ。当時もグーグルが 2004 年企業公開をする直前だった。

<ジョン・ソヨン記者>

## デザイン (意匠)、商標動向

### 4-1 地方自治体ごと「スローシティ (Slowcity)」ブランド獲得が流行 (韓国特許庁 HP 3月2日)

最近、忙しい日常から抜け出して、自然の中でゆっくりとゆとりのある時間を楽しもうとする人々が大幅に増え、スローシティへの関心が高まっていることから、各自治体がスローシティ (Slowcity) に関するブランドを先行獲得するために、商標出願を積極的に推進している。

韓国特許庁によれば、スローシティ関連のブランド出願は、2010 年まで 1 件に過ぎなかったが、昨年は 67 件が出願されるなど爆発的な増加傾向を見せた。

出願人別で見ると、全南新安郡 (増島面, 天日塩およびアシタバ) がスローフード商品などに 34 件出願して 1 位を占め、27 件と 5 件を出願した全南潭陽 (タミャン) 郡 (昌平面, 伝統味噌および漢菓) と長興郡 (長坪面, シイタケ) がその後続き、まだ出願をしていない全州市 (韓屋村, ビビンバおよびイガン酒)、南揚州市 (鳥安面, 梨および有機農産物)、莞島郡 (青山面, アワビおよび海草海産物) および河東郡 (岳陽面, 千年野生茶および大峰柿) などもスローシティブランドに対する権利化のために商標出願を準備していることが分かった。

このように、地方自治体の「スローシティ」関連ブランドの商標出願が急増しているのは、国際スローシティ連盟から選定された「スローシティ」という観光ブランドを権利化して、地域の特産物および地域内の観光名所などと連携させて広報することによって地域競争力を強化し、地域経済の活性化を図ろうとしているものと思われる。

特許庁関係者は「スローシティという名称に関して国際スローシティ連盟から選ばれた地方自治体が出願する場合は、誰もが識別できるような識別力のある文字や各自治体のロゴなどと結合して出願すれば商標登録の可能性が高くなる」と述べた。

## 4-2 三星・LG 携帯電話の特許、アジア太平洋地域で1、2位 (デジタルタイムズ 3月13日)

三星電子とLG電子が、アジア・太平洋地域における携帯電話関連の特許出願数が最も多いことが明らかになった。

13日グローバルコンサルティンググループのトムソン・ロイターが発表した「2011年革新現況報告書」および「2011年商標報告書」によれば、三星は昨年1613件におよぶ携帯電話関連の特許を出願し、2010年に続いて2年連続アジア・太平洋地域1位を獲得した。LGも1209件と3位のパナソニック(1108件)を上回って2年連続2位を獲得。

ヨーロッパ地域ではエリクソンとノキアが最も多く特許を出願していることが分かり、北米企業の中ではクアルコム、リサーチインモーション、アップルが各々1~3位を占めた。

アジア・太平洋地域の半導体事業分野では三星が1331件で1位、ハイニクスが1167件で2位を占めた。キッチン家電部門ではLGがパナソニックに続いて2位、ウィニーアマンと三星が各々9位、10位に名を連ねた。医療機器診断・手術部門で三星メディスンが9位とアジア・太平洋地域10大企業に入った。

<パク・チソン記者>

### その他一般

## 5-1 恐怖の放射能、特許技術で捕まえる (韓国特許庁HP 3月12日)

今年3月11日は、日本で大地震が発生して福島原子力発電所が停止した後、大規模な放射性物質が漏出して1年になる日だ。1年が過ぎた現在も福島の被害地域の復旧が進まず、韓国でも懸念の声が大きいなかで、韓国特許庁は放射能に汚染された施設、土壌などから放射性物質を除去する技術に関する特許出願現況を発表した。

特許庁資料によれば、同技術に関して最近10年間で170件の特許が出願された。2002~2005年は毎年9件程度出願され、2006~2011年は毎年23件程度で2006年以降出願件数が増加している。これを技術分野別で見ると、機械的方法(82件, 48%)、化学的方法(66件, 39%)、電気化学的方法(22件, 13%)の順で出願件数が多かった。また、これを出願人別で見ると、大部分の出願人が内国人(145件, 85%)であることが明らかになり、韓国が相当な技術力を蓄積していることが分かった。

機械的方法は、切削工具を利用して汚染された施設や土壌の表面を直接削り出す。化学的方法は、汚染された施設や土壌の表面に試薬を接触させて化学反応を起こして汚染物質を分離する。電気化学的方法は、汚染された土壌などに電極を挿入して電流を流して汚染物質を分離する。特に、これらの電気化学的方法は2007~2009年の間に内国人によって多く出願され、韓国の一部企業がこの技術を利用しており、福島放射性物質の除去作業に参加を要請しようとしたが、日本側の事情により現在は参加が保留されている状態だ。

放射性物質は燃やしたり、中和させて化学的形態を変化させても放射能は消えず、その半減期が通常数十万年に達する。したがって、汚染された施設や土壌などの表面から除去した放射性物質は、原則的に全て回収した後固体化して、現在の環境から隔離しなければならない。代表的な固体化技術では、放射性物質をガラス構造と結合させて安定した形態に閉じ込めておくガラス化技術があり、固体化された放射性物質は地下処分場で長時間効率的に管理することができる。

特許庁関係者は、原子力発電所の事故の可能性は常に存在するため、今後原子力発電所の事故に対して迅速かつ効率的に対処できる技術開発が持続的に行なわれるべきだと話した。

< 参考資料 > 出願人別 放射性物質除去技術特許出願件数

	出願件数	主要出願企業
内国人	145 件 (85%)	韓国原子力研究院、韓国水力原子力、韓国電力公社、韓電 KPS、韓電原子力燃料、韓一原子力、韓一プラントなど
外国人	25 件 (15%)	アレバ(フランス、ドイツ)、コムミサリア(フランス)、エレクトリックパワーリサーチ(米国)、チヨダ(日本)、東芝(日本)など

5-2 就職問題、実用的な特許教育で解く (韓国特許庁 HP 3月13日)

最近のグローバル特許戦争の深刻化によって、特許に対する重要性が増大し、三星電子、LG 電子、現代重工業、KIST (韓国科学技術研究院) など韓国を代表する企業・研究機関などが、知的財産人材養成を始め注目を集めている。

韓国特許庁と韓国工学翰林院 が共同主催して韓国発明振興会が主管する「2012 キャンパス特許戦略ユニバーシアード」大会は、三星電子をはじめとする国内屈指の 47 企業と研究機関が後援機関として参加し、このうち現代起亜自動車、LG 電子、KT など 24 企業は授賞者に就職優待特典を提供する予定だ。

特許戦略ユニバーシアード大会は、後援機関が産業現場に必要な製品開発またはあい路事項を問題として出題し、大学生または大学院生が指導教授とともに回答を提示、これを企業が審査して授賞する。今年で 5 回目となるこの大会は、大学の実用的な特許教育の拡大を通じて企業が必要とする知的財産人材を養成し、大学の創意的アイデアを産業界に供給するための目的で開催した。

参加する学生は後援機関が出題した問題のうち一つを選択して、先行技術調査・分析などを通して特許の可能性を判断、また未来の核心特許を獲得するための特許戦略を樹立する競争を繰り広げる。参加申請は 3 月 13 日から 4 月 13 日までで大会ホームページ



(<http://www.patent-universiade.or.kr>) で受付し、授賞式は来る 11 月下旬に開催する予定だ。

昨年、現代モ-ビスに入社した李・ジュンハン氏は「ユニバーシアード大会で、特許分野に対する識別力を身につけることができた。大会での授賞経歴は、面接時にアピールポイントとなった。」とし、入社面接時のノウハウを話した。

李・ヨンデ特許庁産業財産政策局長は「今日、国と企業において知的財産権は競争力確保に必須の要素だ」とし、この大会を通して創意的アイデアを持った人材を養成し、またその結果が学生たちの将来に役立つよう支援していく」と述べた。

過去のニュースは、<http://www.jetro-ipr.or.kr/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：[kos-jetroipr@jetro.go.jp](mailto:kos-jetroipr@jetro.go.jp)）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただきますようお願いいたします。

<https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3665>

また、本ニュースレターの配信停止、メールアドレス等の変更、購読メールマガジンの追加等は下記の URL の情報管理ページからログインの上、お手続きをお願いいたします。なお、ログインにはパスワードが必要ですが、パスワードは同ページの「パスワードお問い合わせ」からお調べいただくことが可能です。

<http://www5.jetro.go.jp/mreg/menu>

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行：JETRO ソウル事務所 知財チーム